

大和市火災予防条例（昭和 37 年大和市条例第 8 号）（抜粋）

（罰則）

第 50 条 次の各号のいずれかに該当する者は、300,000 円以下の罰金に処する。

（1）～（3） 略

（4）第 42 条の 3 第 2 項の規定に違反して、同条第 1 項に規定する火災予防上
必要な業務に関する計画を提出しなかった者